

排水設備工事の手順

1. 排水設備工事承認申請書の提出

- ① 排水設備工事承認申請書（様式第1号）2部提出
- ② 工事施工業者（指定工事店）が提出してください。
- ③ 添付書類
 - ・ 位置図（縮尺1/2500以上）
 - ・ 平面図（縮尺1/200以上）
 - ・ 配管立図（縮尺1/200以上）

2. 書類審査、現地調査

農村整備課職員が行います。

※ 必要に応じて工事施工業者立会い。

3. 排水設備工事承認書の交付

工事施工業者（指定工事店）へお渡しします。

※ 排水設備工事承認書の発行は、現地調査2～3日後となります。

4. 排水設備工事着手

排水設備工事承認書の交付後、着手となります。

5. 排水設備新設等工事完了届、排水設備使用開始届の提出

- ① 排水設備新設等工事完了届（様式第3号）1部
排水設備使用開始届（様式第5号）1部を提出してもらいます。
- ② 工事施工業者（指定工事店）が提出してください。
- ③ 排水設備使用開始届については、1ヶ所の接続でも排水すれば提出してください。排水設備新設等工事完了届については、工事完了後、5日までに提出してください。

6. 完成検査

- ① 排水設備新設等工事完了届が提出後、農村整備課職員が行い、検査済証をお渡しします。
- ② 検査不合格の場合は、1週間以内に手直ししていただき、再検査を行います。